

子どもとスマホ・インターネットに関する事例

## 大人のスマホ、子どもに貸しても大丈夫？

低年齢のお子さん・お孫さんがいるご家庭では、「動画を見たい（ゲームをしたい）からスマホを貸して」とせがまれることもあるかと思いますが。

「私のスマホだから安心」・・・と思いきや、実は**大人向けに設定したスマホを社会経験が乏しい子どもに使わせることには、リスクがあります。**

たとえば



## ① 子どもに不適切な内容が表示されてしまう

電子書籍やゲームの広告に多い過激な性描写やグロテスクな画像、大人なら警戒してタップしないような怪しげなバナーも、ブロックされずそのまま表示されます。

## ② ゲームの課金や商品の注文が出来てしまう

小さな子はその仕組みや意味を理解できません。保護者自身が管理責任を問われて、高額決済を払わざるを得なかったケースもあります。

対策

- 最低限、保護者の目が届く場所で使わせるようにしましょう。技術的な対策としては、指定したアプリだけを使えるようにしたり、アカウントを使い分けられる機能もあります。iPhoneは「アクセスガイド」、Androidは「マルチユーザー機能」を検索してみてください。
- クレジットカードやキャリア決済（ケータイ払い）で何か購入する時には毎回パスワードを入力しなければならない設定にしておく、思わぬ決済を防げます。ただし、お子さんがパスワードを知っている意味がありませんのでご注意ください！
- 持ち主のプライバシーが詰まっているスマホは、おもちゃとは全く次元が違うものです。**マナー・倫理観**を育てることも大切にしたいですね。

消費生活



通信

11月  
vol.133

役場町民課

消費生活センター

☎ 27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

## 開催します!消費生活移動法律相談室

9月11日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大にともなう特別警報の発令により延期し、以下の日程でおこないます。お金や買い物、事業者との契約について、弁護士に無料で相談できる機会です。ぜひご利用ください。(予約制)



日時：11月12日(金)午前9時～正午

会場：役場1階 住民相談室

申込み：聖籠町消費生活センター

☎ 0254-27-1958

## 9月相談受付状況

| 件数  | 主な相談内容                       |
|-----|------------------------------|
| 10件 | 海産物の電話勧誘、中古車、飲料、米、新築工事、迷惑メール |